

特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

事後確認においては、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。

税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(3) 質問及び回答内容

税関から輸入者に質問書を送付します。

質問書には、確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、当該貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表などの資料を提出いただくこととなります。

(4) 回答期限

税関への回答期限は、質問書に記載されています。基本的に質問書到着の日から30日となります。

(5) 事後確認の結果

輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特惠関税の適用が是認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。

以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

事後確認に係るお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル「事後確認」: (<http://www.customs.go.jp/roo/verification/index.htm>)

(参考)「事後確認」に関するQ&A

Q.1 輸出者から送付された原産地証明書によって特惠税率を適用しており、輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が手元にない。事後確認の要請に対してどのように対応したらよいか。

A.1 特惠税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特惠税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。

手元に資料がない場合には、輸出者より、貨物の原産性に関する情報を入手して頂き、それを元に、税関への回答を御願います。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、税関にご相談ください。その場合には、税関より、取引相手である輸出者等に対して事後確認を実施することがあります。

Q.2 第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないかと。

A.2 世界的なEPAの増加等を踏まえ相手国の発給機関において十分な原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案や、更には偽造の原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特惠税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、第三者証明制度の場合であっても事後確認が必要となります。

前述のとおり、輸入者には納税義務者、特惠関税の直接の受益者として、貨物の原産性を証明する責任があることから、特惠関税の適用に際しては、原産性のある貨物に対して原産地証明書が正規に発給されているのかをよくご確認ください。

Q.3 「事後確認」の結果、特惠税率を適用して輸入した貨物について、事後に特惠否認される事態を避けるためにはどうしたらよいか。

A.3 特惠税率の適用を受けようとする貨物について、原産地規則を満たす相手国の原産品であるかどうかを、必要に応じて原産性を疎明する書類を入手するなどして、輸出者等に事前によく確認した上、特惠税率の適用を申告して頂くことが重要です。

また事前教示制度を利用して頂ければ、輸入申告前に貨物の原産性について税関から回答が得られるため、円滑な通関が確保できるほか、事後的に特惠否認される事態を避ける手段の一つにもなります。

Q.4 その他、「事後確認」に関する具体的な手続等について知りたい場合にはどうしたらよいか。

A.4 前ページの各税関の原産地調査官まで御願いたします。